

河合町選挙管理委員会告示第 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（昭和 4 0 年法律第 6 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数は、3 1 0 人である。

市町村の合併の特例等に関する法律第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、2, 5 8 2 人である。

地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数は、5, 1 6 4 人である

平成 3 1 年 3 月 2 8 日

河合町選挙管理委員会

委員長 楯 澤 繁 一